

『権利擁護』って？

『意思決定支援』って 何？

1

「権利擁護」の意味は

「権利擁護」の意味は次の通りです。

あることに関して、自らの意思で自由に振る舞ったり、法律上の利益を主張したりする資格や能力が侵害されないように守ること

2

意思決定支援って なに？

一般的に「意思を決定する」ことを考えてみると

- ① 決定を支える十分な体験や経験があり
- ② 決定に必要な情報の入手・理解・保持・比較・活用がなされ
- ③ 決定した意思が表出、実行できるという流れが想定される

3

障がいのない人たちは・・・

- 1、 知的・発達障がいのない人は、日々の生活で自然に繰り返している。
- 2、 これを知的・発達障がいのある人は、流れの一つひとつに支援を要する(可能性が高い)ことがわかる
- 3、 今まで周囲の人々は
「意思決定に支援が必要＝自分では決められない」
と捉えていなかったらどうか？

4

意思決定支援の前にあるもの

- 1、できる限り本人が意思表出できる機会を用意する事
⇒ **ベストチャンス**
- 2、本人がコミュニケーションを取りやすい環境を整え、
さまざまなツールを活用する
- 5 3、たとえば、
言葉かけだけでコミュニケーションを取っていないか？
ケア会議の際に支援者が口を挟もうとしていないか？

混ぜるな危険！！

【家族の心配と本人の意思（気持ち）】

- 親元からの独立で家族が心配するのは当然だが、
家族の心配を「本人の不安」であるかのように話していたら
⇒ 『混ぜるな危険』

【支援者の懸念と本人の意思（気持ち）】

- 6 ○たとえばGHの独立に際してアセスメントから生活上のリスクを抽出するのは当然だが、
支援者の懸念を「本人の恐れ」であるかのように話していたら
⇒ 『混ぜるな危険』

ここから わかることは…

- 1、他者の意思決定に関与するということは
⇒避けがたく自身の成育歴や価値観が混入すること
- 2、「いうことを聞いておけば間違いない」
「自分の言うことが聞けないのか」
⇒タイプの人では意思決定支援に向かない
- 3、基本的に
⇒「1対1」の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき
(チーム対応が基本)

8

意志決定支援

- 農業や自営業が盛んだった時代…家族や地域に守られて障がい者は生きていた
- 工業化・都市化によって核家族・シングルが増えると、障害者を支える福祉サービスが必要に
- 2005年(障害者自立支援法) ⇒2022年 予算は4倍増
- 福祉サービスは増えたが、本人が望む生活なのか
- 誰がサービスを選んでいるのか、どこで誰と暮らすのか、どんな毎日をご過ごすのか、休日は何をするのか…

【野澤 和弘】